

北見市要援護高齢者福祉サービス事業等利用申請書 様式等の変更について（平成30年12月1日～）

北見市介護福祉課 高齢者支援係

【北見市要援護高齢者福祉サービス事業等利用申請書】

- 利用者及び家族等の「性別」欄の削除
- 利用者及び申請者の「携帯番号」欄の追加
- 「同意書」の文言修正（下記新旧対照表のとおり）

旧	新
<p>要援護高齢者サービス事業の申請に当たり、要件の確認及び利用者負担金の決定等のため、下記の部分に同意します。</p> <p>① 要介護認定にかかる調査票並びに市民税課税台帳の閲覧</p> <p>② この申請による各種情報を、担当地域の包括支援センター、民生委員・町内会、居宅介護支援事業所、サービス受託事業者に提供すること</p> <p>③ この申請による家族情報および緊急連絡先について、緊急時・災害時などの安否確認作業に活用すること</p>	<p>要援護高齢者サービス事業の申請に当たり、要件の確認、利用者負担金の決定、高齢者の実態把握等のため、下記について同意します。</p> <p>① 要介護認定にかかる調査票並びに市民税課税台帳の閲覧</p> <p>② この申請による各種情報を、担当地域の包括支援センターと共有すること また、必要に応じて、民生委員・町内会、居宅介護支援事業所、サービス受託事業者に提供すること</p> <p>③ この申請による家族情報および緊急連絡先について、緊急時・災害時などの安否確認作業に活用すること</p>

【高齢者等調査票1】

- 要介護認定の状況
申請中の区分に、「申請日」記載欄を追加

【高齢者等調査票2】

- 緊急通報システム設置事業 緊急協力員承諾書
協力員の「性別」欄を削除
協力員の「携帯番号」欄を追加

【サービス計画書】

- 「サービス有効期間」の削除

【北見市「食の自立支援事業」アセスメント票】（様式第1号）

- 1-(5) 介護認定欄に、「申請中」を追加
- 1-(6) 「知的障害者手帳」を「療育手帳」に名称変更
- 2-(1) 四肢機能障害に、「その他」欄を追加
(四肢の欠損や一時的な負傷、骨折等に対応するため)

【北見市「食の自立支援事業」利用調整票】（様式第2号）

- 1-申請区分
変更申請の場合について、記載内容の変更（曜日変更、その他等）
- 3-弁当配食開始（変更）希望日
 - ・ 「事業者への連絡日」欄の追加
 - ・ 「注意事項」の追加
概ね利用開始予定日の7日前までに提出をお願いいたします。
 - ・ 「開始（変更・廃止）決定日（市記載項目）」欄の追加

※ その他、上記各様式について文言等の修正を行っています。

上記様式の変更に伴い、「北見市要援護高齢者福祉サービス事業実施要綱」を、平成30年12月1日付で改正する予定です。

改正後、要綱及び各様式につきまして各事業者様に通知するとともに、北見市のホームページにも掲載いたしますので、平成30年12月1日以降は、新しい様式を使用して申請していただきますようお願い申し上げます。